

第37回長崎県地方港湾審議会資料

厳原港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成15年9月

厳原港港湾管理者

目 次

変更理由	-----	1
1. 港湾環境整備施設計画（追加）	-----	2
2. 土地造成及び土地利用計画（変更）	-----	3

変更理由

1. 港湾の良好な環境の創造を図るため、久田地区の港湾環境整備施設計画を追加する。
2. 港湾環境整備施設計画の追加に伴い、久田地区の土地利用計画を変更する。

1. 港湾環境整備施設計画（追加）

港湾の良好な環境の創造を図るため、緑地を次のとおり計画する。

久田地区 緑地 1ha

2. 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

[単位：ha]

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
久田地区	(1) 7	1	(1) 2	(1) 2	(2) 12

注1. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

既定計画

[単位：ha]

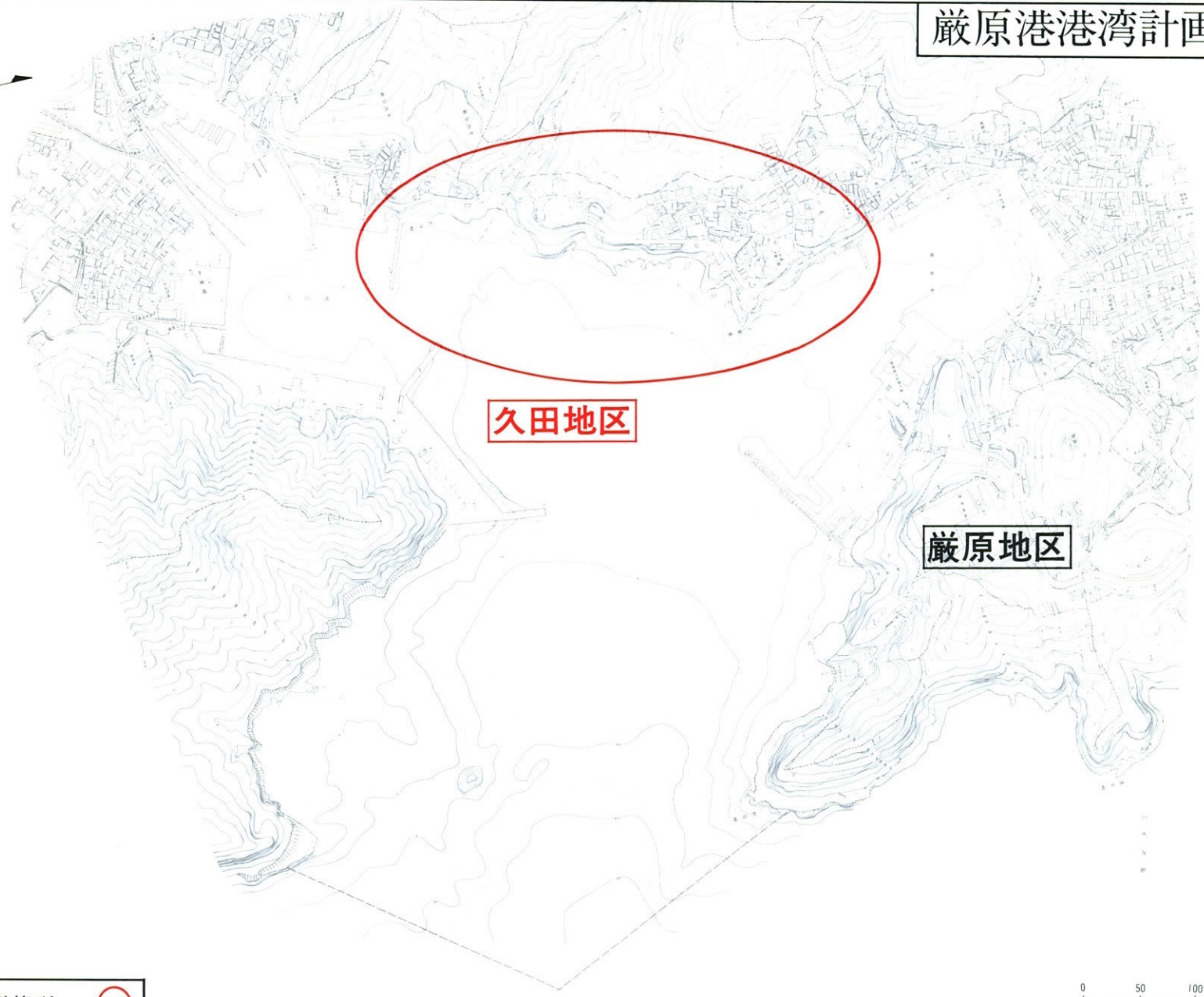
用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
久田地区	(1) 7	1	(1) 2	1	(2) 11

注1. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

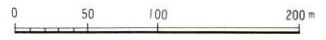
巖原港港湾計画位置図



久田地区

巖原地区

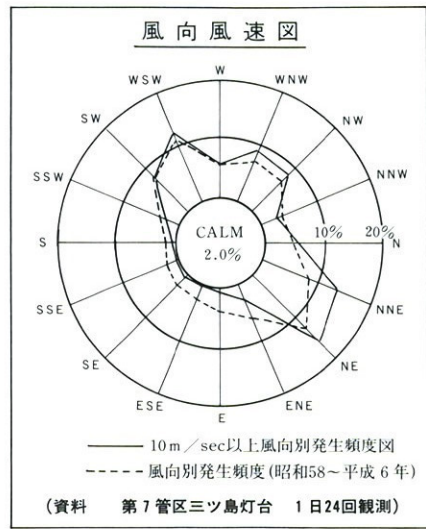
凡例：計画変更箇所 ○



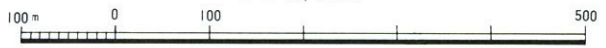
厳原港港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既 設)
	外部施設 (既 設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既 設)
	船揚場 (既定計画)
	小型栈橋 (既 設)
	小頭用地 (既定計画)
	小頭用地 (既 設)
	緑 地 (今回計画)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路) (既 設)
	その他の用地 (既 設)
	撤 去 (既定計画)



1 : 8,000



第三十七回長崎県地方港湾審議会資料(平成十五年九月)